(4)　国は、予算の範囲内において、都道府県が(三)により支弁した費用のうち(三)の(6)の費用及び市町村が(四)の(2)により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が(五)の(2)により補助した金額の全部又は一部を補助することができることとした。（第二二条第三項関係）

5　罰則

3の(一)の(8)又は(七)の(5)に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処することとした。（第二三条関係）

6　施行期日等

(一)　検討

政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条関係）

(二)　関係法律の整備等

売春防止法第三章（補導処分）及び第四章（保護更生）を削ることその他この法律の施行に伴い必要となる関係法律の整備等を行うこととした。（附則第三条～第三八条関係）

(三)　施行期日

この法律は、一部を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第一九七号）（厚生労働省）

1　一二歳以上六〇歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に三回受けたものについて、当該予防接種を受ける努力義務の対象としないこととした。（附則第七項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一九八号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を令和五年五月三一日までとすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

民事訴訟法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和四年五月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十八号

民事訴訟法等の一部を改正する法律

（民事訴訟法の一部改正）

第一条　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　電子情報処理組織による申立て等（第百三十二条の十）」を「第七章　電子情報処理組織による申立て等（第百三十二条の十）　第八章　当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第百三十三条―第百三十三条の四）」に、「第百三十三条」を「第百三十四条」に改める。

第九十二条に次の三項を加える。

6　第一項の申立て（同項第一号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。次項及び第八項において同じ。）があった場合において、当該申立て後に第三者がその訴訟への参加をしたときは、裁判所書記官は、当該申立てをした当事者に対し、その参加があった旨を通知しなければならない。ただし、当該申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。

7　前項本文の場合において、裁判所書記官は、同項の規定による通知があった日から二週間を経過する日までの間、その参加をした者に第一項の申立てに係る秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。ただし、第百三十三条の二第二項の申立てがされたときは、この限りでない。

8　前二項の規定は、第六項の参加をした者に第一項の申立てに係る秘密記載部分の閲覧等をさせることについて同項の申立てをした当事者の全ての同意があるときは、適用しない。

第百三十四条を第百三十四条の二とし、第百三十三条を第百三十四条とし、第一編第七章の次に次の一章を加える。

第八章　当事者に対する住所、氏名等の秘匿

（申立人の住所、氏名等の秘匿）

第百三十三条　申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他の通常所在する場所（以下この項及び次項において「住所等」という。）の全部又は一部が当事者に知られることによって当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項（次項において「氏名等」という。）についても、同様とする。

2　前項の申立てをするときは、同項の申立て等をする者又はその法定代理人（以下この章において「秘匿対象者」という。）の住所等又は氏名等（次条第二項において「秘匿事項」という。）その他最高裁判所規則で定める事項を書面により届け出なければならない。

3　第一項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、前項の規定による届出に係る書面（次条において「秘匿事項届出書面」という。）の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができない。